電波の発射時間　常時
有効利用区域　半径約一六海里の円内の海面
業務開始年月日　平成二十八年八月十九日
記事　一　本AIS信号所は、海上移動業務識別及びAIS信号に含まれる位置の情報のほか、ふくしま浜風洋上風力発電施設の名称、種別を通報している。
二　資源エネルギー庁管理

名称　開発局石狩湾港北防波堤北端施設灯
位置
所在地　北海道石狩湾港（北防波堤北端）
北緯　四三―一三―四七
東経　一四一―一七―二二
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度二七カンデラ
光達距離　三・五海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から灯火まで五・六メートル
点灯年月日　平成二十八年九月一日
記事　北海道開発局小樽開発建設部小樽港湾事務所管理

名称　石狩湾港北防波堤北端工事区域A灯浮標
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北西方約二・一キロメートル）
北緯　四三―一三―四五
東経　一四一―一七―一三
廃止年月日　平成二十八年九月一日

名称　石狩湾港北防波堤北端工事区域B灯浮標
位置
所在地　北海道石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北方約二・五キロメートル）
北緯　四三―一三―五八
東経　一四一―一七―一七
廃止年月日　平成二十八年九月一日

名称　石狩湾港北防波堤北端工事区域C灯浮標
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北方約二・四キロメートル）
北緯　四三―一三―五六
東経　一四一―一七―二八
廃止年月日　平成二十八年九月一日

名称　石狩湾港北防波堤北端工事区域D灯浮標
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北方約二・〇キロメートル）
北緯　四三―一三―四三
東経　一四一―一七―二四
廃止年月日　平成二十八年九月一日

名称　岩内港北突堤灯台
位置
所在地　北海道岩内港（北突堤外端）
北緯　四二―五九―一三
東経　一四〇―三〇―三六
廃止年月日　平成二十八年九月二日

○海上保安庁告示第四十七号

航路標識の性能その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十八年十月六日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　JX喜入石油基地一号シーバース灯
位置
所在地　鹿児島県喜入港（JX喜入石油基地一号シーバース中央）
北緯　三一―二三―五七
東経　一三〇―三三―〇四
変更した事項　光度　実効光度二、七〇〇カンデラ
変更年月日　平成二十八年八月九日

名称　浦分港防波堤灯台
位置
所在地　高知県高岡郡四万十町（浦分港防波堤外端）
北緯　三三―〇九―四一
東経　一三三―一三―〇八
変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・五メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十八年八月十九日

名称　鼻繰埼沖ENEOSグローブガスターミナル第四号灯浮標
位置
所在地　鼻繰埼（青森県青森市）の北西方約一・八キロメートル
北緯　四〇―五二―四八
東経　一四〇―四九―〇三
変更年月日　平成二十八年八月二十四日
記事　一時業務休止中のところ復旧

名称　関門橋橋梁灯（R一灯）
位置
所在地　関門橋橋梁灯（C一灯）の東南東方約二六〇メートル
北緯　三三―五七―三七
東経　一三〇―五七―四〇
変更した事項　西日本高速道路株式会社九州支社北九州高速道路事務所管理

○海上保安庁告示第四十八号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十月六日

海上保安庁長官　中島　敏

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PM89　たかとり」を削る。

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PL09　くにがみ」を「PL09　くにさき」に改め、「PL120　くにさき」を削る。

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PM14　つるみ」を「PM14　たかとり」に改め、「PL125　かとり」を削る。

第四条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PL63　よなくに」を「PL63　くにがみ」に改める。

第五条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PL10　もとぶ」を「PL10　もとぶ　PL11　りしり　PL12　えさん」に改める。

第六条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PL10　もとぶ」を「PL10　ぶこう」に改める。

変更年月日　平成二十八年八月二十九日
記事　一時高さ変更中のところ記事変更のうえ復旧

名称　八木港南港防波堤灯台
位置
所在地　岩手県八木港（南港防波堤外端）
北緯　四〇―二〇―五一
東経　一四一―四六―〇九
変更した事項　高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで七・八メートル
記事　補正

名称　下田港西防波堤灯台
位置
所在地　静岡県下田港（西防波堤外端）
北緯　三四―四〇―〇九
東経　一三八―五七―一六
変更した事項　高さ　地上から構造物の頂部まで八・七メートル　平均水面上から灯火まで九・七メートル
記事　補正